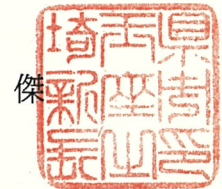


新座市告示第 147 号

新座市立公民館条例（昭和51年新座市条例第12号）第15条及び新座市コミュニティセンター条例（昭和60年新座市条例第27号）第14条に規定する使用料並びに印刷機等使用料に係る収納事務（新座市立野火止公民館を除く。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間、指定公金事務取扱者として、次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

新座市長 並 木



受託者の住所及び名称並びに代表者の氏名
新座市堀ノ内三丁目4番11号
公益社団法人新座市シルバー人材センター
理事長 福島 和男